

# 審判実務者研究会報告書2025「商標法4条1項7号に係る後発的無効理由」に関する精査と専門家向け評釈

Gemini 3.1 pro

## 1. 序論：商標制度における公序良俗規定の現代的意義と本報告書の位置づけ

商標法4条1項7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は商標登録を受けることができないと規定している。本規定は、商標法におけるいわゆる「伝家の宝刀」とも称され、他の個別的・具体的な不登録事由（例えば同項10号の周知商標との類似や、19号の不正目的出願など）に該当しない場合であっても、商標登録制度の根幹を揺るがすような重大な瑕疵を持つ出願を排除するための一般条項（バスケット条項）として機能してきた。

特許庁審判部が主導し、平成18年（2006年）より継続して開催されている「審判実務者研究会」は、特許庁の審判長・審判官のみならず、知的財産高等裁判所および東京地方裁判所の裁判官（オブザーバー）、企業の知財担当者、弁護士、弁理士といった第一線の実務家が一堂に会し、最新の審決および判決を多角的に検討することで、判断基準の客観化・明確化を図る場である<sup>1</sup>。同研究会が公表した『審判実務者研究会報告書2025』において、商標分野の主要テーマとして取り上げられたのが「商標法4条1項7号に係る後発的無効理由（商標法46条1項6号）」である<sup>1</sup>。

我が国の商標法は、出願の動機にかかわらず最先の出願人に独占権を付与する「先願主義」を大原則として採用しており、登録の予測可能性と法的安定性は制度の基盤である<sup>3</sup>。この先願主義の原則の下において、一般条項である7号を安易に拡張解釈すること、とりわけそれを「後発的」な事象（商標登録後に生じた事情の変化）に適用して、一度は適法に成立した既存の権利を遡及的に無効化することに対しては、極めて慎重なアプローチが求められる。事実、7号が後発的無効理由（46条1項6号）の対象として位置づけられた背景には、商標法条約加盟に伴う平成8年の商標法改正において、更新登録時の実体審査および更新登録無効審判の制度が廃止されたことに対する「代替措置」としての性格が含まれている<sup>3</sup>。

本稿では、同報告書において精査された4条1項7号の「第2類型（使用が社会公共の利益等に反する場合）」および「第5類型（出願の経緯が社会的相当性を欠く場合）」を中心とした議論内容を深く掘り下げる。さらに、近年の重要知財高裁判決（「CONMER」事件、「日本漢字能力検定協会」事件、「マーク・ゴンザレス」事件、「LEADER」事件等）の論理構造を解剖し、権利行使の現場に立つ知財専門家の視点から高度な評釈を加える。

## 2. 商標法4条1項7号の法理的背景と「5類型」の発展的理解

商標法4条1項7号の適用範囲は、歴史的な裁判例の蓄積を通じて段階的に拡張されてきた。当初、同号は主として商標の構成自体が卑わい、差別的、きょう激な文字や図形からなる場合（構成自体

の公序良俗違反)を想定した規定として運用されていた。しかし、平成初期の「寿」事件(東京高判平成5年7月29日)や、それに続く「DUCERAM」事件(東京高判平成11年12月22日)等を経る中で、商標の構成自体に問題がなくとも、その「採択し使用すること」が社会公共の利益に反する場合にも同号の適用が認められるようになり、法理の深化が見られた<sup>3</sup>。

この判例法の蓄積を最も体系的に整理し、現在の商標審査基準(特許庁編)の基礎を構築したのが、平成18年の知財高裁判決「Anne of Green Gables」事件(知財高判平成18年9月20日、平成17年(行ケ)第10349号)である<sup>3</sup>。同判決は、4条1項7号に該当する商標を以下の5つの類型に分類し、規範を明確化した。

類型	該当要件の概要	具体的な適用場面の例示
第1類型	商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形等である場合。	構成そのものが反社会的な用語、著しい差別用語、卑俗な表現を含む場合。
第2類型	商標の構成自体に問題はなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合。	公的な資格名称の独占、社会的に定着したジャンル名の私物化による重大な市場の混乱。
第3類型	他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合。	不正競争防止法等の他法令で明示的に使用が禁じられている標章。
第4類型	特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合。	特定の国家や国民に対する侮蔑的表現、歴史的に国際的非難を浴びる標章等。
第5類型	当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の	取引関係を通じて知り得た他人の未登録商標を、図利加害目的で抜け駆け出願する冒認的行

	<p>予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合。</p>	<p>為。</p>
--	-----------------------------------	-----------

『審判実務者研究会報告書2025』において、議論が最も紛糾し、かつ実務上の判断が困難とされるのが「第2類型」および「第5類型」である<sup>3</sup>。これら二つの類型は、商標の客観的な構成要素ではなく、当事者の「主観的意図」や「行動(出願過程や使用の態様)」、さらにはそれがもたらす「社会的影響」を評価対象とするため、当事者間の私的紛争(民事上の権利濫用の問題)と、公益的法秩序の維持(特許庁による無効審判の問題)との境界線が極めて曖昧になりやすい性質を有している<sup>3</sup>。

研究会における専門家の意見の中には、この5類型の構造的関係性について独自の解釈を提示するものもあった。例えば、第3類型(法律による使用禁止)および第4類型(国際信義違反)は、実質的には第2類型(使用の反公益性)の趣旨を具体化した下位概念的な類型であると整理する見解が存在する<sup>3</sup>。また、複数の構成要素を結合した標章(A+B)が全体として第1類型(差別的意味合い等)に該当する場合、これを巧妙に分解して要素「A」と要素「B」として別個に商標登録を受け、実際の使用段階においてこれらを結合(A+B)して使用するような悪質なケースについては、商標の構成自体には問題がなくとも、その「使用態様」をもって第2類型に該当すると認定し得るという法適用のアプローチも示唆されている<sup>3</sup>。

### 3. 第2類型(使用が社会公共の利益等に反する場合)の精査と評釈

第2類型は、当該商標を指定商品又は指定役務について使用する行為自体が社会公共の利益や一般的道徳観念に反する場合を捕捉する。ここでの最大の論点は、ある商標権者による権利行使がもたらす害悪が、単なる「当事者間の私的紛争」に留まるものか、それともそれを超越して「社会公共の利益の侵害」に至っているかをどのように切り分けるかである。

#### 3.1 「CONMER」事件における「私的領域」排除の原則

第2類型および第5類型の該当性を判断する上で、実務上の強固な出発点となるのが、知財高判平成20年6月26日(平成19年(行ケ)第10391号、「CONMER」事件)である<sup>3</sup>。この判決は、商標法4条1項7号の解釈において極めて重要な「歯止め」を掛けたリーディングケースとして知財実務家に広く認知されている。

同事件において知財高裁は、我が国の商標法が先願主義を採用しており、特定の権利利益を有する者との関係を調整するために、4条1項8号(他人の氏名等)、10号(周知商標)、15号(混同のおそれ)、19号(不正目的出願)といった不登録事由が個別具体的に類型化されていることを強調した<sup>3</sup>。その上で、これらの個別規定の趣旨から離れ、7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」という要件を安易に「私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なう」と判示し、特段の事情のある例外的な場合を除くほか許されないとの厳格な規範を定立した<sup>3</sup>。

具体的には、外国で先行使用されている商標の真の権利者が、自ら速やかに出願可能であったに

もかかわらず出願を怠り、第三者に先願されたようなケースにおいて、これを7号の「公序良俗違反」として無効にすることは、当事者同士の私的な権利帰属問題(私的領域)を公益規定である7号で解決しようとするものであり妥当ではないと結論付けたのである<sup>3</sup>。『審判実務者研究会報告書2025』における議論でも、この「CONMER原則」を出発点とし、個別化された不登録事由を7号の解釈を介して単に拡張し、適用要件を緩めることには極めて抑制的であるべきとの見解が大勢を占めている<sup>3</sup>。

### 3.2 「日本漢字能力検定協会」事件と「ゆっくり茶番劇」事件における公共性の認定

一方で、CONMER事件が示した「私的紛争」の枠を超え、真に社会公共の利益を害すると認定されたのが、知財高判平成24年11月15日(平成24年(行ケ)第10064号、「日本漢字能力検定協会(漢検)」事件)および、特許庁無効2022-890065(「ゆっくり茶番劇」事件)の2事案である<sup>3</sup>。

「漢検」事件においては、文部大臣の許可を受けて設立され、文部省の認定や後援を受けて「日本漢字能力検定」を実施していた公益法人(被告)の理事長が、理事会の承認等を得ることなく、自己の関連会社(原告)名義で同検定に係る商標を無断で出願し、名義変更等を行った行為が問われた。裁判所は、同法人が多数の受検者を対象とする公益的な検定事業を行っている点に着目した。原告による商標の独占および被告に対する使用差止請求訴訟の提起は、商標法の目的(商標の使用をする者の業務上の信用の維持と需要者の利益保護)に反し、自らの保身を図るためのものであり、「日本漢字能力検定」の実施およびその多数の受検者に対し「混乱を生じさせる」ものであると認定された。単なる当事者間の背任や利益相反(私的紛争)を超えて、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、社会公共の利益を害する」とされ、7号該当性が肯定されたのである<sup>3</sup>。

また、「ゆっくり茶番劇」事件では、特定の動画ジャンルやカテゴリーを表す用語として、動画プラットフォームの提供者、不特定多数の動画投稿者および閲覧者によって広く共通認識され使用されていた名称を、一介のYouTuberが独占的に商標登録し、不特定多数の投稿者に対して年間使用料10万円を徴収しようとした事案である<sup>3</sup>。審判決は、出願人が自らも当該動画ジャンルに属する動画を投稿しており、当該名称がジャンルを表すものであることを熟知していた事実を認定した。その上で、これまで何ら制約なく動画を投稿していた者たちに対して「無用な混乱を招くおそれ」があり(現に社会的混乱を招いた)、これを容認することは社会公共の利益に反すると結論付け、無効審判請求を成立させた<sup>3</sup>。

### 3.3 後発的無効理由(46条1項6号)としての第2類型に関する議論

『審判実務者研究会報告書2025』において最も白熱した議論の一つが、この第2類型が「後発的無効理由」となり得るかという問題である<sup>3</sup>。商標法46条1項6号は、適法に登録された商標であっても、登録後に商標が4条1項7号等に該当するに至った場合、無効審判の対象となると規定している。

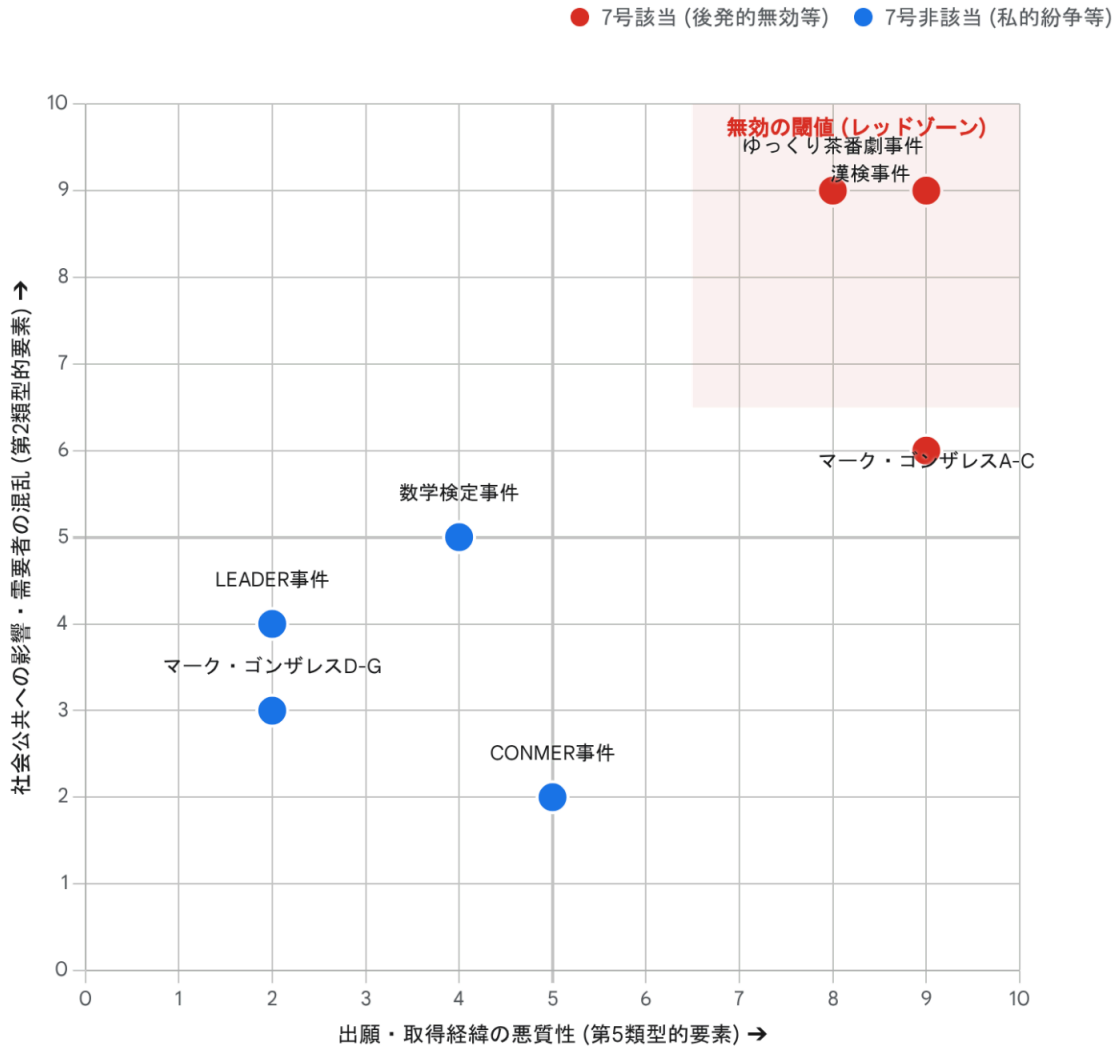
研究会では、第2類型を後発的無効理由とすることに対し、消極的意見と積極的意見が激しく交錯した。

- 消極的意見: 使用の社会的不相当性に起因する問題は、原則として個別の紛争において民事訴訟における「権利濫用の抗弁」や不正競争防止法等の枠組みで解決すべきであり、対世効(一般第三者に対する効力)を持つ無効審判(後発的7号該当性)で処理すべきではないとす

る立場である。この立場の強力な論拠となるのが「数学検定」事件（知財高判平成25年2月6日、平成24年（行ケ）第10273号）の論理である<sup>3</sup>。同事件では、原告と被告が同時期に同様な検定を実施したことから受検者等に混乱が生じたものの、裁判所は、このような民事上の紛争や受検生の混乱は「もっぱら当事者間の反目や当事者による本件商標の使用態様その他の行動に起因して発生したもの」であり、商標登録そのものによって生じたとは言えないとして、後発的な7号該当性を明確に否定した<sup>3</sup>。

- 積極的意見: 一方、積極的な立場からは、当事者間の紛争に留まらず、第三者（需要者）に対する広範な社会的影響が生じた場合や、紛争の個別的事情を捨象しても一般的な道德観念に著しく反する要素がある場合には、例外的に後発的無効を肯定する余地があるとする<sup>3</sup>。例えば、未登録商標の使用者と同業者間の純粋な商業紛争であれば民事訴訟に委ねるべきであるが、公共的な団体等により使用されている商標が元職員によって横取りされ、事後的に不当な権利行使が行われるようなケース（漢検事件の構造）や、権利者が嫌がらせも含めて無差別な侵害警告、差止請求、金銭要求等を展開しているケースにおいては、7号該当性を肯定すべきであるとの見解が示された<sup>3</sup>。

# 商標法4条1項7号 適用閾値と主要判例のマトリックス分析



各知財高裁判決における、当事者の背信性（横軸）と社会的混乱の度合い（縦軸）の評価。右上の象限（高い悪質性と高い社会的影響）に位置する事件のみが、4条1項7号に基づく無効の対象とされている。「CONMER」や「LEADER」のように私的領域の紛争に留まる事案は、同号の適用が厳格に排斥される。

データソース: 審判実務者研究会報告書2025, IP Force, TM Festa

【知財専門家向け評釈: 第2類型に関する実務的インサイト】

実務上、第2類型の該当性、とりわけ後発的無効を主張する際のハードルは極めて高いと認識しなければならない。知財専門家は、単に「相手方の権利行使が悪質である」「契約上の信義に反している」という主張（これらは原則として民事訴訟における権利濫用の次元に留まる）と、「商標の存在と使用そのものが社会公共を混乱させている」という公益的損害の主張を明確に区別し、立証構造を構築する必要がある。

『審判実務者研究会報告書2025』における「特段の事情」の分析から導き出される実務的指針は、「波及的損害の定量化および客観的立証」である。すなわち、当該商標が独占され使用されることによって、直接の当事者（元共同事業者やライセンサー・ライセンシー等）以外の不特定多数の消費者、ユーザー、あるいは業界全体に対して、不可逆かつ広範な混乱やビジネス上の萎縮効果（Chilling Effect）が生じていることを客観的証拠をもって立証できなければならない。「ゆっくり茶番劇」事件におけるSNSでの大規模な炎上や反対署名活動、「漢検」事件における数十万人の受検者への影響といった事実関係がこれに該当する。このような第三者を巻き込んだ社会問題化の事実を立証できない限り、特許庁や知財高裁はCONMER原則の砦に立て籠もり、7号に基づく無効主張を排斥する公算が極めて大きいのである<sup>3</sup>。

該当性判断の要素	私的領域（7号非該当・民事紛争での解決へ）	社会公共領域（7号該当・無効審判の対象へ）
被害の範囲	特定の競業者、元契約当事者、フランチャイジー等	不特定多数の消費者、業界全体、プラットフォーム利用者
公益性の有無	純粋な商業的利益の対立、ライセンス料を巡る紛争	資格試験、公共サービス、文化的共有財産（ジャンル名等）の私物化
権利行使の目的	通常の独占排他権の行使、自社事業の保護、交渉の優位性確保	不当な図利加害目的、社会インフラへの嫌がらせ、事業の意図的な乗っ取り
代表的判例	CONMER事件、数学検定事件、LEADER事件	漢検事件、ゆっくり茶番劇事件

#### 4. 第5類型（出願の経緯が社会的相当性を欠く場合）の射程と

## 限界

第5類型は、商標の客観的構成や使用行為それ自体ではなく、「出願に至るプロセス」そのものに著しい背信性や不当性が介在し、商標法の予定する秩序に反する場合を捕捉する類型である。

### 4.1 先願主義との緊張関係および適用事例

商標法は、出願の動機がどのようなものであれ、原則として最先の出願人に独占排他権を付与する先願主義を採用している。したがって、第5類型の適用は、この強固な先願主義の例外を創設することに他ならず、その適用基準は極めて厳格に運用されるべき性質を持つ。

知財高判令和6年3月14日(令和5年(行ケ)第10112号、「haqihana」事件)は、この先願主義の例外が認められた典型例である<sup>4</sup>。本件において、原告は、外国企業(ハキハナ社)が当該商標を付した商品を使用・販売している事実を認識していた。その上で、原告自身が商標登録を受ければ、真の権利者であるハキハナ社が引用商標を用いた商品を日本国内で販売できなくなる事態が生じることも認識しつつ、それを容認するどころか、国内での並行輸入業者等の販売活動を妨害・阻止することを「主たる目的」として抜け駆け的に出願を行った。裁判所は、このような明白な図利加害目的の出願は「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」という商標法の目的(1条)に真っ向から反し、公正な商標秩序を乱すものであるとして、7号(第5類型)該当性を明確に認めた<sup>3</sup>。

同様の背信性が問われたのが、知財高判平成27年8月3日(平成27年(行ケ)第10022号、「のらや」事件)である<sup>4</sup>。この事案では、原告チェーン店のフランチャイジーの実質的経営者であった被告が、原告(フランチャイザー)が保有していた旧商標権が存続期間満了により消滅したことを奇貨として、原告の使用商標に係る権利を自ら取得すべく本件出願を行った。裁判所は、フランチャイジーとして商標権を尊重し、原告による商標権の保有・管理を妨げてはならないという「信義則上の義務」を負う立場にある者が、その事実を利用して原告との金銭的な交渉を自己に有利に進める目的で行った出願は、適正な商道德に反し著しく社会的妥当性を欠く行為であると断じ、7号無効を成立させている<sup>3</sup>。

これら「haqihana」事件や「のらや」事件に共通するのは、未登録状態や権利の瑕疵(期間満了等)を「奇貨」として捉え、既存のビジネスパートナーや真の使用者を排除・搾取する意図が、出願の時点において既に客観的に明確であったという点である。

### 4.2 第5類型の後発的適用に関する限界

『審判実務者研究会報告書2025』における第5類型の議論において、最も意見が集中したのは、この第5類型を「後発的無効理由(46条1項6号)」として適用することの可否である<sup>3</sup>。すなわち、「出願の経緯」の評価に、「出願後」あるいは「登録後」の事後的な事情(当事者間の関係悪化など)を遡及的に考慮できるかという論点である。

研究会における多数意見は、商標の更新登録や移転登録等を含めた後発的な事情は、文字通り「出願の経緯」ではない以上、論理的にも第5類型への後発的該当は想定できないとするものであった<sup>3</sup>。この解釈を司法の立場で強力に裏付けたのが、後述する「マーク・ゴンザレス」事件(D~G商標部分)および「LEADER」事件の判決論理である。

## 5. 出願後・登録後の事情変更と後発的無効の成否(最新重要判例の精査)

第5類型および後発的無効の限界について、近年の知財高裁は実務上極めて重要な境界線を示す判決を相次いで下している。知財専門家はこれらの判決の事実認定と論理構造を精緻に理解しておく必要がある。

### 5.1 「マーク・ゴンザレス」事件の二面性：出願時期による明暗

知財高判令和6年8月8日(令和5年(行ケ)第10128～10130号等、「マーク・ゴンザレス」事件)は、同一当事者間の商標紛争において、対象商標の「出願時期」によって7号該当性の結論が真っ二つに分かれた点で、実務上極めて示唆に富む重要判例である<sup>4</sup>。

本事件は、著名なプロスケートボーダーであるマーク・ゴンザレス氏の名称やエンジェル図形等に関するライセンス契約を巡り、原告らと被告との間で発生した深刻な紛争を背景としている。裁判所は、複数の登録商標群を以下のように峻別し、全く異なる法的評価を下した。

1. 本件商標A～C(紛争顕在化後の出願：7号無効成立) 原告は、被告とのライセンス契約終了が間近に迫り、契約関係の悪化により紛争が顕在化していた令和2年12月以降に、これらA～Cの商標を出願した。裁判所は、原告が契約終了後は名称等が使用できなくなることを十分に知した上で、商標登録を得た後に他者(被告自身を含む)の販売を妨害・阻止する「不正の意図」をもって登録出願したと認定した<sup>3</sup>。さらに裁判所は、原告が嫌がらせの目的で被告訴訟代理人弁護士に対して懲戒請求を行っていた等の異常な行動事実も重く見ており、このような出願を許容することは商道德に反し、商標制度に無用の混乱をもたらす著しく社会的妥当性を欠く行為であると断じた。その背後に契約解釈等の私的領域の紛争があったとしても、7号該当性は免れないとして無効を肯定したのである<sup>3</sup>。
2. 本件商標D～G(良好な関係下での過去の出願：7号非該当) これに対し、D～Gの商標については全く異なる判断が下された。これらの商標は、両当事者が極めて良好な事業関係(独占的ライセンス契約下)にあった時期(登録出願はその17年又は18年前)に適法に出願され、長期間にわたり安定的に使用されてきたものであった<sup>3</sup>。紛争が深刻化したのは令和2年頃からであり、裁判所は「事業関係悪化の事実をもって、登録出願時の目的を推し量ることはできない」と判示し、出願時に不正の目的があったことを明確に否定した<sup>5</sup>。さらに、後発的に当事者間で法的紛争が生じたとしても、それはあくまで「契約の解釈の相違や、商標の使用態様等によるもの」であり、商標の構成自体が社会通念に照らして反公益的性格を帯びるようになったわけではないとして、46条1項6号に基づく後発的な7号該当性を明確に否定し、これらの商標を有効として維持したのである<sup>3</sup>。

比較要素	マーク・ゴンザレス事件(商標A～C)	マーク・ゴンザレス事件(商標D～G)
------	--------------------	--------------------

出願時期と当事者関係	紛争顕在化後(令和2年12月以降)、契約終了を了知した状態での出願。	紛争前(17~18年前)、良好なライセンス事業関係下での適法な出願。
出願の意図・目的	他者の販売を妨害・阻止する明確な不正意図(図利加害目的)。	契約に基づく事業遂行の一環であり、出願時に不正目的は認められない。
その他の悪質性	相手方弁護士への不当な懲戒請求等、商道德を著しく逸脱する行動事実。	出願時・登録査定時においてフリーライド等の具体的な問題は確認できず。
7号の適用結果	第5類型に該当し、無効成立。私的領域の紛争であっても社会的妥当性を欠くと判断。	第5類型にも後発的無効にも該当せず、有効維持。契約解釈の問題として処理。

## 5.2 移転登録と後発的無効:「LEADER」事件における司法の制止

「出願」の経緯ではなく、商標権の「分割移転登録」の経緯が7号に該当するかが正面から争われ、特許庁と裁判所で結論が完全に逆転したのが、知財高判令和7年2月5日(令和6年(行ケ)第10079号、「LEADER」事件)である<sup>4</sup>。

本件において、原告は平成23年から同28年頃まで、米国リーダーバイク社の日本における独占販売代理店として、のれん維持協力義務を負いつつ自転車等(第12類)を輸入販売していた。しかし、平成28年に米国法人が破産したことにより、販売店契約は終了し、商品の輸入も途絶えるという事態に陥った。その後原告は、日本の正当な商標権者であった本田技研工業から「LEADER」商標(分割前の商標)の譲渡承諾を得て、分割移転手続により本件商標権を取得した。これに対し、米国法人の事業を引き継いだと主張する被告(審判請求人)が無効審判を請求した。特許庁審判部は、この分割移転登録手続が「我が国における事業を乗っ取ることで不正の利益を得る目的、又は当該事業を承継した審判請求人の我が国における事業に損害を与える目的などの不正の目的でされた」と認定し、7号に該当するとして成立審決(無効)を下したのである<sup>7</sup>。

しかし、知財高裁はこの審決を痛烈に退け、特許庁の判断を取り消した。判決は、①分割前の商標は本田技研工業が適正に保有し続けていたものであり、原告は正当な権利者から適法に譲り受けたに過ぎないこと、②米国リーダーバイク社やその代表者には、そもそも日本の商標法上何らの権利も存在しなかったこと、③米国法人の破産という原告に全く責任のない原因によって関係が終了したことを詳細に事実認定した<sup>3</sup>。その上で裁判所は、原告のその後の行動(ウェブサイト上で自らを

総代理店と表示し、米国製と誤認混同させかねない販売活動を行ったこと等)が不正競争防止法上の不正競争行為等に当たるかどうか別途民事訴訟で問われる可能性はあるとしても、「商標の分割移転登録自体が、社会通念に照らして著しく社会的妥当性を欠くものとはいえず、商標法の予定する秩序に反するものといえるものでもない」と判示し、特許庁が認定した後発的な7号無効を全面的に否定したのである<sup>3</sup>。

### 【知財専門家向け評釈: 第5類型と後発的無効の限界】

『審判実務者研究会報告書2025』の議論においても、多数派の意見は「更新登録や移転登録等も含めた後発的な事情は『出願の経緯』ではない以上、第5類型への後発的該当は想定できない」というものであった<sup>3</sup>。マーク・ゴンザレス事件(D-G商標)およびLEADER事件の判決論理は、この知財実務家たちの大勢を、司法が極めて強力かつ明確に追認したものと言える。

これらの判例群から導き出される知財専門家に対する実務的な教訓は明白である。相手方が過去に適法に取得した(あるいは正当な手続で移転を受けた)商標権に基づく権利行使に対し、その後の事業関係の悪化や、当事者間における不当な振る舞いを理由として、「46条1項6号(後発的無効)×4条1項7号(第5類型)」という法構成で無効審判を請求し、権利を根底から消滅させることは、現在の実務においては事実上不可能に近い。出願時(あるいは移転時)の時点において客観的な悪性(冒認的意図や、haqihana事件に見られるような明確な図利加害目的)が存在しない限り、事後的な行動の悪質性は、あくまで侵害訴訟等における「権利濫用の抗弁」(当事者間にのみ効力を及ぼす相対効)や不正競争防止法による規律によってのみ争うべきである<sup>3</sup>。

特に、LEADER事件において、特許庁が「事業の乗っ取り目的」という高度に主観的かつ民事的な文脈を捉えて7号無効を認めたのに対し、知財高裁がそれを厳格な法理に基づいて覆した事実は極めて重い。これは、行政庁(特許庁)が、対世効を持つ公益的無効理由(7号)の判断に際して、私人間の契約解釈や事業継承の文脈を過度に読み込むことに対する、司法からの強い戒めと解することができる<sup>7</sup>。

## 6. 他の類型における後発的無効の可能性と派生的論点

『審判実務者研究会報告書2025』においては、第2類型および第5類型以外の類型に関する後発的無効の可能性や、実務上の派生的な論点についても有益な議論が交わされている<sup>3</sup>。

### 6.1 社会通念の変化による第1類型・第4類型の後発的該当性と表現の自由

商標の構成自体が非道徳的・卑わい・差別的であるとする第1類型、または特定の国や国民を侮辱し国際信義に反するとする第4類型については、登録の時点では何ら問題がなかったとしても、その後の社会情勢、歴史的出来事(例:大規模な災害、凶悪犯罪事件、国際関係の急激な変動、人権意識のグローバルな変化など)によって、事後的に特定の語彙や図形が強い差別的・侮蔑的意味合いを帯びるに至るケースが存在する。このような場合については、後発的に4条1項7号に該当する(46条1項6号の適用により無効となる)可能性が十分にあり得るとの認識で、研究会参加者の見解は広く一致している<sup>3</sup>。

ただし、この場合の後発的該当性判断においては、単に一部の層が不快感を示しているというだけでなく、権利者側の「商標選択の自由」や「表現の自由」との精緻な比較考量が要求される点が極めて重要である。報告書の参考資料では、米国の「THE SLANTS」事件(アジア系アメリカ人のダンス

ロックバンドが、自身らのバンド名でありかつアジア系への蔑称でもある名称を商標出願し、米国特許商標庁に拒絶されたが、表現の自由の観点から連邦最高裁まで争われた事例)が参照されている<sup>3</sup>。我が国においても、社会的価値観の変容を理由に既存の財産権を剥奪する際には、このような憲法価値と商標法の交錯という高度な政策的判断が求められることが示唆されている。

## 6.2 「普通名称化(慣用商標化)」と権利濫用の交錯

実務上極めて示唆に富む野心的な議論として、報告書の参考資料(事前質問への回答)に記載された「普通名称化」と7号の関係がある<sup>3</sup>。

商標権者の管理不行き届き等により、登録商標が業界内で普通名称化(または慣用化)してしまった場合、商標法26条の規定により商標権の効力は及ばなくなる。しかし、普通名称化はそれ自体が無効理由として法定されているわけではないため、権利者が自ら放棄しない限り登録自体は存続し、後願排除効(4条1項11号)を持ち続けることになる。このような、実質的に識別力を完全に喪失した商標の権利者が、長期間にわたり何ら権利主張の努力を怠っていたにもかかわらず、突如として不当な目的(他者への嫌がらせや法外な金銭要求等)で侵害警告を一齐に行うようなケースが存在する。研究会の一部からは、このようなケースにおいて、これを契機として「後発的に社会公共利益に反する(7号違反)」と構成する余地があるのではないかと、という見解が提示された<sup>3</sup>。

さらに、特許法や実用新案法においては、不特許事由として「公衆の衛生を害するおそれがある発明(考案)」が明文で規定されていることを踏まえ、立体的形状等で身体に装着する商品等の商標・意匠についても、公衆衛生の観点から公益的無効理由を弾力的に運用する規定の整備を望む声も上がっている<sup>3</sup>。

普通名称化と7号を結びつける解釈は、現状の法解釈としては極めて野心的であり、「CONMER」原則に照らせば特許庁がこれを正面から採用するハードルは依然として高い。しかし、Eコマースの発展等により、プラットフォーム上での商標権行使(申し立て)が即座に競合他社のアカウント停止(テイクダウン)等の甚大な損害をもたらす現代において、不当な権利行使を根本から絶つための「後発的無効」の新たな理論的射程として、知財専門家が注視すべき先鋭的な論点であると言える。

## 7. 実務的対応戦略と知財専門家への提言

本報告書の精緻な議論および関連する重要判例群の分析を通じ、企業の知財部員、弁理士、弁護士等の知財専門家が今後採るべき実務的な対応戦略を提言する。

### 7.1 審査・審判実務における立証戦略のパラダイムシフト

無効審判において商標法4条1項7号(特に第2類型および第5類型)を主張する際、請求人側(無効を主張する側)は、従前のように単に「相手方の背信性」や「契約違反の事実」を書き連ねるだけでは全く不十分である。特許庁および裁判所は、背信行為の存在だけでは「権利濫用の抗弁の問題であり、民事訴訟で解決すべき」として一蹴する確固たる構えを見せている。

したがって、立証の重心を根本的に転換し、「第三者への波及的被害」と「市場秩序への絶対的悪影響」を証明することに注力しなければならない。「漢検」事件における数十万人という膨大な受験者数や、「ゆっくり茶番劇」事件における動画投稿プラットフォーム上の無数のユーザーのように、当該商標が特定の者に独占され不当に行使されることによって、直接の契約当事者以外の不特定多数の

需要者、関連産業の事業者、あるいはプラットフォームのエコシステム全体に対して、どれほどの客観的・定量的な混乱が生じているか(あるいは生じる蓋然性が極めて高いか)を立証する必要がある。詳細な市場シェアデータ、ユーザーアンケート、SNS等における炎上や社会的非難の客観的証拠、マスメディアによる報道記録等を緻密に証拠化し、私的領域を超越した「公益侵害の事実」を浮かび上がらせる高度な立証技術が不可欠となる<sup>3</sup>。

## 7.2 共同事業・ライセンス契約における紛争予防と知財ポートフォリオ管理

「マーク・ゴンザレス」事件の最大の教訓は、共同事業や独占的ライセンス契約が将来破綻した場合の「商標権の取り扱い」を、契約締結の段階において契約書上で極めて明確かつ網羅的に規律しておくことの絶対的な重要性である<sup>5</sup>。関係が良好な時期(同事件のD-G商標の出願時期)に一方の当事者名義で取得された商標は、事後に紛争が発生し関係がどれほど悪化したからといって、第5類型で後発的に無効にすることは不可能であるという事実を重く受け止めなければならない<sup>3</sup>。

知財専門家は、ライセンス契約やフランチャイズ契約の締結・交渉段階において、単にロイヤルティの料率や適用範囲の条件を詰めるだけでなく、「契約終了時における既存登録商標の帰属、移転義務、放棄の義務、および類似商標の無断出願禁止条項」を違約金規定と共に緻密に組み込む義務を負っている。また、「LEADER」事件のように、海外ブランドの独占代理店契約終了後に、元代理店が第三者から合法的に商標権を買い取って事業を継続し、本国メーカーの市場参入を阻むリスク<sup>7</sup>も想定しなければならない。海外のブランドオーナーを代理して日本市場に進出する際には、日本国内の商標権がディストリビューター等の手に渡らないよう、事業開始前の極めて早期の段階で自社名義による出願・権利確保を徹底させるという、防衛的知財戦略の遂行が必須である。

## 7.3 「後発的無効」という武器の限定的使用と多層的アプローチ

商標法46条1項6号に基づく「後発的無効理由」は、実務上使用することが極めて困難で脆い刃である。「出願時には適法・妥当であった商標が、その後の事情によって事後的に違法・不当になる」という事象は、商標の構成そのものが差別的意味を持った場合(第1類型)や、新たな法令で明示的に禁止された場合(第3類型)などを除き、極めて限定的な場面でしか成立し得ない<sup>3</sup>。当事者間の人間関係の悪化や、取引終了後の競合関係への移行といった事情は、決して商標の「後発的無効」を正当化しない。

知財専門家は、無効審判請求の代理人として依頼者から相談を受けた際、いたずらに7号の「後発的無効」を振りかざして特許庁に判断を委ねるのではなく、多層的なアプローチを検討すべきである。まずは、不使用取消審判(50条)や不正使用取消審判(51条～53条)の要件該当性を客観証拠に基づき厳格に検討し、それでも捕捉できない場合にのみ、先述した「波及的公益被害の立証」を伴う重い覚悟を持って7号を主張するという、階層的かつ冷静な戦略構築が求められる。同時に、無効審判だけでなく、民事訴訟における権利濫用の抗弁の主張準備を並行して進める訴訟戦術の柔軟性も重要である。

## 8. 結語

『審判実務者研究会報告書2025』は、商標法4条1項7号、とりわけ第2類型および第5類型に係る後発的無効理由に関する現在の実務の到達点と限界を、極めて高い解像度で描写した歴史的価値を持つ報告書である。同報告書の議論の軌跡、および近年の知財高裁判決の蓄積が示しているの

は、商標法という「財産法」の秩序と、道徳・倫理という「公益」の峻別に対する、司法および特許庁のストイックな姿勢である<sup>1</sup>。

「CONMER」事件が敷いた「私的領域の排除」という強固な防波堤の上を走りつつも、「漢検」事件や「ゆっくり茶番劇」事件において見せた公益擁護の姿勢は、商標法が究極的には「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」ための法律であることを改めて認識させるものである。その一方で、「マーク・ゴンザレス」事件や「LEADER」事件が極めて冷徹に示したように、事後的な契約紛争や感情的な対立を、後発的無効という形で強引に公益問題に昇華させる試みは、先願主義の予測可能性と法的安定性を担保するために、今後も厳しく退けられ続けるであろう<sup>5</sup>。

知財専門家は、この報告書から読み取れる「特段の事情」の極めて高いハードルを正確に把握しなければならない。個別の私的紛争は侵害訴訟における権利濫用の抗弁や不正競争防止法等の枠組みで戦い、真に社会秩序を揺るがす事案にのみ7号の刃を抜くという、洗練された実務感覚と高度な法理的バランス感覚を研ぎ澄ますことが求められている。本報告書に示された議論の蓄積は、今後の商標審査・審判における予見可能性を飛躍的に高めるものであり、国内外の制度ユーザーに対する我が国の知財システムの信頼性向上に大きく寄与するものであると高く評価できる<sup>1</sup>。

## 引用文献

1. 審判実務者研究会報告書2025 - 特許庁, 4月2, 2026にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei\\_kentouka/2025\\_houkokusyo\\_honpen.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentouka/2025_houkokusyo_honpen.pdf)
2. 審判実務者研究会報告書2025が公 - 中山特許事務所, 4月2, 2026にアクセス、  
<https://www.nakayama-pat.com/%E5%AF%A9%E5%88%A4%E5%AE%9F%E5%8B%99%E8%80%85%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025/>
3. 01\_trademark.pdf
4. 審判実務者研究会報告書2025 - 特許庁, 4月2, 2026にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei\\_kentouka/2025\\_houkokusyo\\_youyaku.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentouka/2025_houkokusyo_youyaku.pdf)
5. 【裁判例: 令和5(行ケ)10128等】知財ポータルサイト『IP Force』, 4月2, 2026にアクセス、  
<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14417>
6. 遠隔シャンパン事件, 4月2, 2026にアクセス、  
[https://www.fujimarks.jp/pdf/sp01\\_182.pdf](https://www.fujimarks.jp/pdf/sp01_182.pdf)
7. 工藤莞司の注目裁判: 分割移転に係る登録商標について後発的無効 ..., 4月2, 2026にアクセス、  
<https://tmfesta.com/2025/04/%E5%B7%A5%E8%97%A4%E8%8E%9E%E5%8F%B8%E3%81%AE%E6%B3%A8%E7%9B%AE%E8%A3%81%E5%88%A4%EF%BC%9A%E5%88%86%E5%89%B2%E7%A7%BB%E8%BB%A2%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E7%99%BB%E9%8C%B2%E5%95%86%E6%A8%99%E3%81%AB/>